茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第7号

別表

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)の一部を次のように改 正する。

1	茅ヶ崎市障害者	茅ヶ崎市障害者保健福祉	20人以内	
	保健福祉計画推	計画の策定及び変更並び		
	進委員会	に当該計画に基づく事業		
		の推進に関する事項につ		
		き市長の諮問に応じて調		
		査審議し、その結果を答		
市長の項中		申し、又は建議すること		を
		0		
	茅ヶ崎市障害者	障害者の表彰に関する事	10人以内	
	表彰審査委員会	項につき市長の諮問に応		
		じて調査審議し、その結		
		果を答申すること。		
				1

茅ヶ崎市障害者 | 茅ヶ崎市障害者保健福祉 20人以内 保健福祉計画推|計画の策定及び変更並び 進委員会 に当該計画に基づく事業 の推進に関する事項につ き市長の諮問に応じて調 査審議し、その結果を答 申し、又は建議すること

に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年 茅ヶ崎市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1障害者表彰審査委員会委員の項を削る。